

2014年8月4日



証券コード:2131

株式会社アコーディア・ゴルフ

「自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ」補足資料

ACCORDIA GOLF CO., LTD.

本資料に関する注意事項



- 本資料は、本日当社が公表した自己株式の取得および自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関する情報提供を目的としたものであり、当社や他社に対する投資その他の取引の勧誘もしくは斡旋等またはこれらを阻害することを目的としたものではありません。
- 本資料は、あくまでも当社株主の皆様に対する便宜のための情報提供を目的に参考として作成されたものです。本公開買付けに関する詳細については、本日付の当社プレスリリース「自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご覧ください。
- 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、株主の皆様のご事情により異なりますので、税務上の具体的なお質問等は、税理士等の専門家に相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- 本資料に記載されております戦略・計画・方針・予想等の将来に関する記述は、本資料の作成時点において当社が入手している情報に基づく一定の前提（仮定）および将来の予測等を基礎として当社が判断したものであり、これらには様々なリスクおよび不確実性が内在しております。そのため、実際の結果等は本資料に記載された内容から大きく乖離する可能性があることをご承知おき下さい。また、実際の結果等にかかわらず、当社は本資料の日付以降において、本資料に記載された内容を随時更新する義務を負うものではなく、かかる方針も有していません。
- 本資料に記載された内容については合理的な注意を払うよう努めておりますが、掲載された情報の内容の正確性、適切性、網羅性等について、当社は何ら保証するものではありません。

本資料に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

株式会社アコードシア・ゴルフ IR部

〒107-0062 東京都港区南青山3-3-3 リビエラ南青山ビルA館

TEL: 03-6688-1500（音声ガイダンス）

mail: ir@accordiagolf.com/IRサイト: www.accordiagolf.co.jp

今回の自己株式の公開買付け等に関するQ&A



Q 本公開買付けに応募したいのですが、どこで申し込めばよろしいのでしょうか？

A 公開買付代理人として大和証券を指名しております。応募方法等の詳細については、大和証券の本支店にお問合わせ下さい。

Q 本公開買付けに応募する予定の株主はいるのでしょうか？

A 当社の株主である株式会社レノ、株式会社C&I Holdings、株式会社南青山不動産および株式会社シティインデックスホスピタリティよりその保有する当社の株式全部について、当社より本公開買付けに応募していただくことを申し入れ、ご承諾いただく旨の2014年3月28日付書面を受領しております。

Q 本公開買付けの応募状況についてご教示下さい。

A 不平等な取扱いとなるため、特定の方だけに応募状況をお答えすることはできません。なお、買付結果は、金融商品取引法に定められた時期および方法により公表しますが、買付期間の延長がなければ、公開買付最終日の翌日である9月2日(火)に公表することになります。

Q 本公開買付けに応募した場合、株主優待はどうなるのでしょうか？

A 2014年度株主優待は、2014年9月30日(火)現在の株主名簿に記載又は記録された株主様を対象に、贈呈させていただいており、権利付最終売買は、同年9月25日(木)となります。従いまして、応募していただいた株式の内、買付けが確定した株式については、株主優待はつきません。なお、本公開買付けの決済開始日は、買付期間の延長がなければ、同年9月26日(金)の権利落ち日になります。

Q 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係についてご教示下さい。

A ※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

原則として、配当所得とみなされる金額(以下、「みなし配当額」)は源泉徴収されますので、本公開買付けに応募された株主様には買付代金より適用ある源泉徴収税額を控除した金額が、決済開始日以後遅滞なく支払われます。なお、次頁以降に本公開買付けの課税関係についてまとめておりますので、ご参照下さい。

本公開買付けの課税関係について



- 本公開買付けでは、応募株券が買い付けられた場合には、みなし配当の適用があります。
- 個人株主が自己株式の公開買付けにより、当該株式の売付けを行った場合、みなし配当額に対して、原則20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%) 課税されます。なお、法人株主は、所得税および復興特別所得税のみ15.315%課税されます。
- 本公開買付けにおける1株当たりのみなし配当額 (概算) は1,017円です。なお、最終金額の確定は公開買付け期間最終日となります。
- 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、株主の皆様のご事情により異なり、当社として責任を負いかねますので、税務上の具体的なご質問等は、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

みなし配当額に対する源泉徴収税額

顧客属性	所得税および復興特別所得税	住民税
個人	15.315%	5%
個人 (大口株主)	20.42%	0%
法人	15.315%	0%

- ※ 個人株主は、原則として、みなし配当に対する所得税、復興特別所得税、および住民税が源泉徴収 (特別徴収) されます。なお、源泉徴収後、個人株主が確定申告する場合は、みなし配当に限らず総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することになります。
大口株主 (発行済株式数の3%以上を保有する個人株主のこと) は、原則として、所得税、復興特別所得税のみが源泉徴収され、総合課税となります。
- ※ 法人株主は、原則として、みなし配当に対する所得税、復興特別所得税のみが源泉徴収されます。

本公開買付けの課税関係について



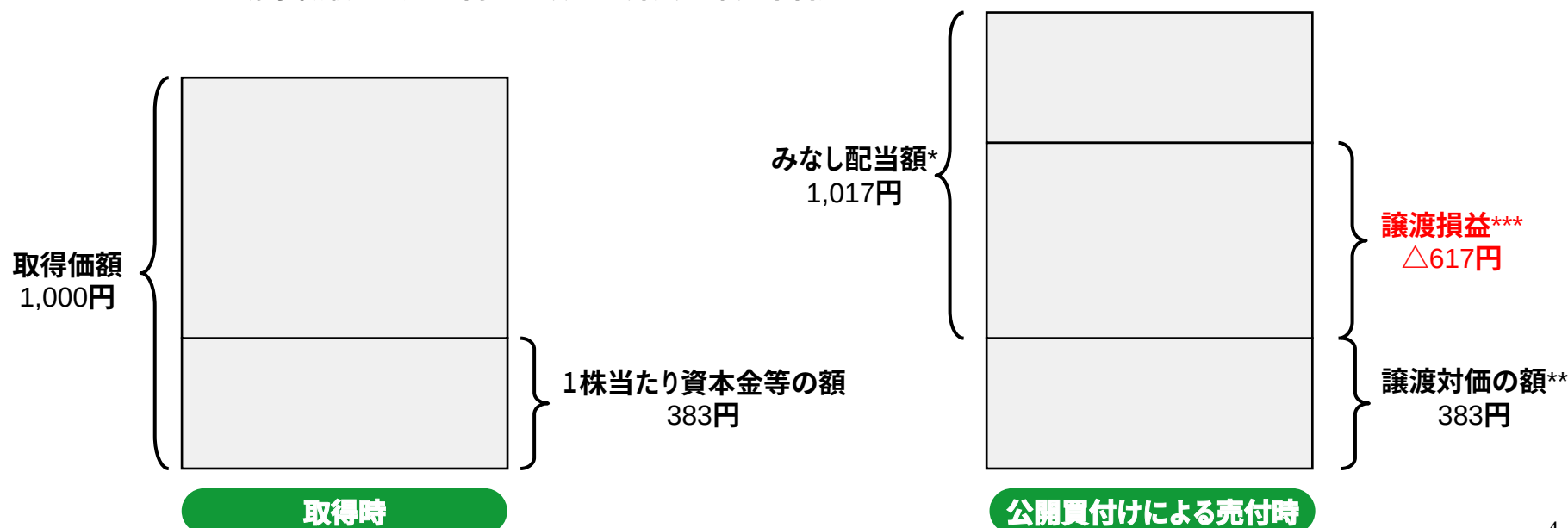
譲渡損益の考え方

前提

- 公開買付価格：1,400円
- 1株当たり資本金等の額（概算）：383円
- 取得価額（例）：1,000円

- **みなし配当額***：1,017円＝1,400円（公開買付価格）－383円（1株当たり資本金等の額）
- **譲渡対価の額****：383円＝1,400円（買付価格）－1,017円（みなし配当額）
- **譲渡損益*****：△617円＝383円（譲渡対価の額）－1,000円（取得価額）

※ 個人株主の場合、譲渡損益は、原則として申告分離課税の適用対象となりますので、株式等の譲渡所得以外の他の所得との損益通算はできません。但し、大口株主以外であれば、上場株式等の譲渡損失については上場株式等の配当所得と通算することが可能です（源泉徴収選択口座内での損益通算又は確定申告）。



It's a new game